

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表国保県単単位化推進担当課長の項を次のように改める。

子供未来戦 略担当課長	局	上司の命を受け、子供の生活習慣づくりを地域で支える体制の構築に関する事務を総括し、及び整理する。	健康福祉局に必要な 応じ置く。
----------------	---	--	--------------------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。